

令和5年

第8回

薩摩川内市教育委員会  
(定例会)

会 議 録

令和5年7月25日

令和5年第8回 薩摩川内市教育委員会定例会

- 1 期 日 令和5年7月25日(火)
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 藤田 芳昭 教育長職務代理者 軍神利喜男  
委 員 枇杷 眞弓 委 員 土器手正之  
委 員 常盤 美幸
- 4 説明のために出席した職・氏名  
教育総務課長 坂上 克久 学校教育課長 中津 朋広  
学校教育課指導担当課長 西島 常德 社会教育課長 坂下 克博  
少年自然の家所長 児玉 学 中央図書館長 寺田 和一  
学校教育課専門員 ウォルターズかおり 学校教育課専門員 中野 晶仁
- 5 記 録 者 教育総務課課長代理 中道 美保
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 日 程
  - (1) 会議録承認
  - (2) 審議  
報告第20号 臨時代理の報告について  
(財産の取得に係る議案に関する意見の申出について)  
報告第17号 臨時代理の報告について  
(薩摩川内市学校給食運営審議会委員の委嘱について)  
報告第18号 臨時代理の報告について  
(薩摩川内市社会教育会委員の委嘱について)  
議案第16号 薩摩川内市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について  
議案第17号 令和6年度から令和9年度まで使用する薩摩川内市立小学校教科用図書の採択について
  - (3) 協議事項
    1. ヤングケアラーについて
  - (4) 諸般報告
  - (5) その他
    - ① 令和5年8月行事予定について
    - ② その他

開会時間13時30分

【開会】

教 育 長     ただ今から、令和5年第8回薩摩川内市教育委員会定例会を開会いたします。

【会議録の承認及び会議録署名者の指名】

教 育 長     令和5年第7回定例会の会議録についてお諮りします。会議録を承認してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

教 育 長     令和5年第7回定例会会議録は承認されました。

教 育 長     会議録署名委員につきましては、枇杷委員を指名します。

教 育 長     傍聴の申し出はありますか。

教育総務課長代理   申し出はございません。

教 育 長     本日の傍聴の申し出はございません。

【非公開案件の確認】

教 育 長     本日の議事日程は、別紙の会次第にあるとおりです。

「議案第15号 薩摩川内市学校給食運営審議会委員の委嘱について」から「議案第16号 薩摩川内市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」は個人情報を扱う案件でありますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教 育 長     また、「議案第17号 令和6年度から令和9年度まで使用する薩摩川内市立小学校教科用図書採択について」は個人情報を扱う案件であり後ほど関係者のみで協議し、これらを非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教 育 長     そのように取り扱わせていただきます。

【審 議】

教 育 長 本日の議事日程は、会次第にあるとおりです。

【報告第 20号 臨時代理の報告について（財産の取得に係る議案に関する意見の申出について）】

教 育 長 それでは審議に入ります。

教 育 長 報告第 20号 臨時代理の報告について（財産の取得に係る議案に関する意見の申出について）教育総務課長 説明をお願いします。

教育総務課長 （議案書で説明）

教 育 長 質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

【議案第 15号 薩摩川内市学校給食運営審議会委員の委嘱について】

教 育 長 議案第 15号 薩摩川内市学校給食運営審議会委員の委嘱について教育総務課長 説明をお願いします。

教育総務課長 （議案書で説明）

【議案第 16号 薩摩川内市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について】

教 育 長 議案第 16号 薩摩川内市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について学校教育課長 説明をお願いします。

学校教育課長 （議案書で説明）

教 育 長 議案第 16号を承認してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

教 育 長 議案第 15号については承認してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第17号 令和6年度から令和9年度まで使用する薩摩川内市立小学校教科用  
図書の採択について】

教 育 長 議案第17号については承認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【協 議】

【ヤングケアラーについて】

教 育 長 それでは、今回の協議案件は「ヤングケアラーについて」です。別紙  
資料をご確認ください。

それでは、お手元にございます、ヤングケアラー実態調査及びストッ  
プ・ザ・虐待等の資料をご覧になりまして、また、かねてからヤング  
ケアラー等についてご意見を賜って参りましたけれども、近年の社会  
問題、合わせて教育を取り巻く、子供を取り巻く環境の悪化等も言わ  
れております。特にヤングケアラーのデータを見てみましました時に、自  
分自身がヤングケアラーだと自覚している子供たちが少ないというこ  
とも現れているようでございます。こども家庭庁も稼働していますけ  
れども、自治体などでの努力もそうですが、前回もありましたが、子  
育て中の親としての自覚を啓発していかないといけないという面もあ  
ろうかと思いますが、委員の皆様からどの展開でも結構でございます  
のでご意見を賜りたいと思います。

枇 杷 委 員 メディアで取り上げられることが多いヤングケアラーについて、薩摩  
川内市の状況が気になっていました。しかし調査をしていただいてよ  
かったと思った反面、自分がヤングケアラーだという自覚がない子供  
もいるということで、例えば家庭の中で障害を持っている兄弟がいた  
ときに、生活上のお世話をすること自体、自分の時間は奪われるかも  
しれないけれども、とても大切なことで、自分には障害をもった兄弟  
がいるけれども、兄弟と一緒に育っていくというような、意見発表が  
あったりすると素敵なことなので判断が難しいと思いました。ただ、

親の世話をしなければならぬという子どもがいて、解決する手段を知らずに背負っている子供がいるとしたら、地域の民生委員や児童委員が学校と連携をして、少しでも早く気づくこと、それから解決する手段を情報提供することが大事なことはないかと思っています。ただ、家庭はとても難しく、入り込まないでほしい家庭もありますし、それに気づいたことで助かったと思う家庭もあります。もしそのような気づきがあった時には、連携できる方たちと協力して、少しでも子供たちの負担を減らしていけるような取組をしていただけたらと思います。

教育長 社会福祉課主催で、先週の火曜日に主任児童委員と全学校の教頭との協議会が開かれました。コロナ禍前は毎年開かれていたということですが、やはり主任児童委員の顔を知っていただく、また、この3年間で教頭も殆どの学校が変わっていますので、非常にいい機会だったと思います。枇杷委員が言われるように、社会福祉の施策を小学生、中学生は知らないと思いますが、自ら「家に帰ったら親の面倒をみないといけない」というような声を出す相手が近くにいるか、どうかというのも大事ではないだろうかという声も中学校校区ごとに小学校の教頭、中学校の教頭、主任児童委員が入った協議の中でありました。枇杷委員が言われるようなサポートというもののいわゆる社会福祉施策の浸透というものも大事ではなかろうかという事も出ておりました。

軍神委員 今朝の新聞の若い目に「私の兄はヒーロー」という題名で書かれていました。障害者の妹が小学校5年生で、中学校2年生の兄が家に帰ってきたら真っ先に私のところに来てハグをしてくれると書いてありました。ヤングケアラーの子供たちは私の経験から言うと、優しい子供たちが多いです。先程、教育長が言われたように、自分の家族の状況を知られることが恥ずかしいと考える子もいるし、逆に家族のケアをすることが生きがいだというふうに思って頑張っている子もいます。その恥ずかしいと思っている子供が誰に相談するのか、ということになると、子ども・家庭100番もありますが、子供たちからみて、相

談する場所があるのかと考えるところです。ヤングケアラーの子供たちは不登校になる場合が多くて、家族の世話をするために休む子もいるわけです。例えば中学校を出たら高校には行かないで家族の面倒をみる子供たちもいましたので、そのような状況に気づいたら、教職員や地域の方、民生委員、主任児童委員でもいいので声掛けをしていただいて、子供の心を開いて、いろいろな思いを聞いてあげることが大事ではないかと思うところです。資料に記載してある数字以上にもしかしたらいるかも知れませんが、子供たちの、どの部分で心を救えればいいのか分かりませんが、少しでも救ってあげられればと思うところです。

#### 常盤委員

軍神委員と同じような意見になりますが、地域でも学校でも児童委員の方でも、気付いた人が関係者と繋がるということが大事で、保健センターで言いますと、保健師が把握すれば障害福祉課に繋いで、学校と連携を取るということになります。なかなか子供から発するということが難しいところで、先程、児童委員の研修と言われましたけれども、地域の方にも情報提供がありますと、例えば私の地域では障害のある子供がいて、皆で声掛けをしたりして、とても温かい気持ちで見守っていたという上手くいくケースもあります。いろいろな関係者がそのような情報を知っていて、繋ぐ場所を把握していることは大事だと思いました。また枇杷委員が言われたように、私の友人の子供が重度心身障害があり、その友人は障害のある母親の会の代表をしたりしていて、父親も自閉症児の事業もしていたので、家庭の中で障害がある子がいることは問題ではなく、その子のお兄ちゃんも世話するというよりは、当たり前のようにその子の面倒を見るのが自分の役割であり、家族が役割や愛情を持って関係性が出来ていけば問題のないことなのかと思います。この、悩みについて相談をしたことがない子供が多いので、子供にとって家庭は生まれてからずっと一定の関係性の中にあるときに、それが問題なのかどうかという自覚も持ちにくいところもあって、問題が起きたときには、経済的困窮や、メンタル面等、

子供が相談できるという事を、学校の保健側から何か困っていることがあったら、どんなことでも相談できるという体制を整えて、繋がっていけばよいのではと思います。

教 育 長 繋がるという、非常に大事なキーワードだと思います。あとは周りが関心を持っていくということだと思います。以前から言われている、地域の子も我が子と言うような考え方もあります。実際に困っている子供がいるということを私たちは忘れてはいけないと思います。

土器手委員 先程から意見があるように、子供たちに対する気付きは地域や民生委員だと言われておりますが、やはり教員が身近な大人ではないかと感じたところです。アンケートの中の世話の頻度について掲載してありますが、枇杷委員が言われたように家庭がしっかり回っていて、本人の意識の中でお手伝いの範囲でやれることはやっているかも知れないし、友達と遊ぶことができないことについては、お世話をしていたら遊ぶ時間は足りないと思いますし、難しい判断だなと思います。ただこの結果だけで言えば、項目1の「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に対して7.2%、この結果を多いと取るか、少ないと取るかですが、できればゼロになるのが望ましいと思います。子供たちが自分の行動を制限しないいいように、やるべきことをやって生きていくように、社会全体でフォローしていける状況を創っていくのが必要なのかなと思います。教育委員会だけの問題ではなく、いろいろなところと連携して助け合わなければいけないなと思います。私としてはヤングケアラーについて身近に感じたことがなく、テレビ等で知ることが多いのですが、目の前で実際あるということで、その子供たちの意見を聞いてみたいと思うところです。学校に行きたくてもいけない、親の世話をしなければいけないという子供たちの声の資料があればと思います。

学校教育課長 実際にヤングケアラーに直結することではありませんが、参考までに幼稚園から高校生までの令和4年度のデータになりますが、虐待として通告を受けた家庭が全部で62件、その中でネグレクトの判断をさ

れたものについて、その中で8件ということでした。この協議の前に大規模校の校長にヤングケアラーという事に対しての学校の認識について聞き取りを行いました。ヤングケアラーに対する見方ではなく、虐待やネグレクト或いは家庭の中の困り感などについて子供たちの相談を受けたり、声掛けを行っているようです。委員の方々からの意見でありましたように、ヤングケアラーの範囲というものが非常に難しいと思います。ただしこのアンケートを見ますと「平日にお世話をどれくらい行っていますか」という回答の中で3時間未満という回答が半数近くありますが、3～7時間未満が18%、それ以上が6%います。家庭で家族の世話をこれだけの時間しなければならないということは、非常に厳しい状況なのではないかと思います。これからは虐待については観察をしていると思いますが、ヤングケアラーに該当するのではという見方をする必要があると思いますし、子供にとって、学校で家庭の悩みを開くというのは勇気があることだと思いますし、ある程度の信頼関係ができないと話すことができないと思いますので、学校教育課としても学校に指導しなければならないと考えております。

土器手委員

このアンケートの表示について、率ではなく、人数で示してほしいと思います。

軍神委員

虐待については、通告の努力義務がありますので学校の意識は高いと思います。ヤングケアラーについては、それほど意識がないということですが、ヤングケアラーが虐待に繋がる子供もいると思いますけれども、不登校につながる人が多いのではないかと思います。ヤングケアラーは18未満の子供たちで、18歳で終わるのではなく続いていくわけです。私が教員時代に気になったのは、母親が精神疾患を患っている子供や、不登校だった子供たちです。その後、どうなったのかと思うことがあります。逆にいえば何もしてあげることができなかったと思うこともあります。学校がしてあげられることは限られていると思いますが、その子供たちの将来に続いていく前に、早く声掛けをしたりすれば、何かの支援に繋がっていくのでは思います。ヤング

ケアラーは大人がしなければならないことを、子供がするわけですので、少しでも心が和らぐようにできるのは教員だと思っています。民生委員の方たちは個人情報制限があつてなかなか聞けないと思いますし、教員は常に傍にいますので声をかけて欲しいと思います。

教 育 長 これから生徒指導研修会等がありますので、その中で生徒指導提要在大きく変わりました、守らせる生徒指導ではなくて、子供と寄り添うということが一番の大きな改訂でもありますので、困っている子供の表情をどれだけキャッチするか、教師としてキャッチできるか、繋いでいけるかというが、子供をサポートするスタートでなかろうかと、委員の皆様の話聞いて思いました。二学期以降、このような機会を捉えて、ヤングケアラーについて校内研修で考えていく機会は少ないと思いますので、この資料を活用していければと思います

教 育 長 いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。これで今回の協議を終わりたいと思います。

#### 【諸般報告】

教 育 長 それでは、諸般報告について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長 (資料1 ページについて説明)

教 育 長 質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

教 育 長 それでは学校教育課に移ります。学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 (資料2 ページについて説明)

教 育 長 質問はありませんか。

軍 神 委 員 7月5日の新任・転入管理職研修会について、7月に実施した経緯と内容を教えてください。

学校教育課長 例年6月に開催しておりますが、議会日程の関係で7月に開催しました。内容は校長に関しては、11月から本格的に始まります人事異動作業について、教頭は教頭職の在り方、一番の目的は新任の教頭に

2ヶ月を振り返りつつ、今後の教頭職のスキルアップのための研修を行いました。

教 育 長 質問はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

教 育 長 社会教育課の説明をお願いします。  
社会教育課長 (資料3ページについて説明)

教 育 長 質問はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

教 育 長 ニセコ町の交流について説明をお願いします。

社会教育課長 ニセコ町との交流について説明いたします。本日は移動日であり、明日の午前中は、まごころ文学館での表敬訪問、研修の予定です。午後からは丸武産業の見学で兜を見たあと、唐浜で海水浴をすることになっております。明後日は知覧の特攻基地、鹿児島水族館へ行き、最終日が移動日となります。

教 育 長 少年自然の家の説明をお願いします。  
少年自然の家所長 (資料7ページについて説明)

教 育 長 質問はありませんか。

枇 杷 委 員 夏のアドベンチャーの実施にあたっては、暑いので熱中症対策をお願いいたします。

教 育 長 他に質問はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

教 育 長 中央図書館の説明をお願いします。

教 育 長 質問はありませんか。

教 育 長 新規登録者のカード作成については、それぞれの中央図書館、分館で行うわけですが、例えばある程度の人が集まる研修会の前に主催者が許可すれば出張して発行するということはできませんか。

中央図書館長 データの読み込みや入力がありますので、申し込みはその場でできますが、カード発行は後日となります。中央図書館であれば、申請されて、その次に本を借りていただくときにカードの発行をおこないま

す。分館では司書が分館回りをしますのでその際に届けております。  
教 育 長 電子図書館が充実してきていますが、カードがないことには電子図書館も借りられないわけです。それを促すために、例えば校長研修会や教頭研修会で促して希望があった場合は申込用紙を書いて、中央図書館の職員に取りに来てもらうことはできますか。

中央図書館長 はい。新年度に対応させていただきまして、小学校1年生の新入学の児童、中学生もカードを持っていない場合は小学校や中学校単位で申し込んでいただければ対応をしております。

教 育 長 大人もグループごとに申請できますか。

中央図書館長 はい、対応できますが、今のところ希望はありません。皆さん窓口に来て申請されています。

教 育 長 他に質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

教 育 長 甌島教育課の説明をお願いします。

甌島教育課長 (資料12ページについて説明)

教 育 長 質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

#### 【その他 ①8月行事予定について】

教 育 長 次に①令和5年8月行事予定について、教育総務課から順に説明をしてください。

教育総務課長 説明

(以後、順次各課からの報告)

教 育 長 行事予定について、ご質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

#### 【その他】

教 育 長 事務局からなにかありますか。

(なしの声あり)

教 育 長 以上で、本日の全ての日程が終了しました。

教 育 長 令和5年第8回薩摩川内市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 15時40分

教 育 長

教 育 委 員